



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1105	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	..... 1
*1106	和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定	(果樹園芸課)	..... 2
1107	高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(畜産課)	..... 2
1108	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)	..... 4
1109	〃	( 〃 )	..... 5
1110	〃	( 〃 )	..... 5
1111	農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	..... 5
1112	道路の区域変更	(道路保全課)	..... 6
1113	道路の供用開始	( 〃 )	..... 6
1114	道路の区域変更	( 〃 )	..... 6
1115	道路の供用開始	( 〃 )	..... 7
1116	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	..... 7
1117	〃	( 〃 )	..... 8
1118	〃	( 〃 )	..... 9
1119	〃	( 〃 )	..... 9
1120	道路の位置の指定	(都市政策課)	..... 10
1121	海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課)	..... 10

○ 公安委員会告示

44	少年指導委員の委嘱	..... 11
----	-----------	----------

○ 公告

入札公告	(畜産課)	..... 12
------	-------	----------

○ 監査公表

監査公表第26号	..... 15
----------	----------

## 告 示

和歌山県告示第1105号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年9月21日指定した。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛ラブマックス 10月号	12080-10	秋田書店

コミック	ビーボーイゴールド 10月号	17779-10	リブレ
コミック	drapドラ 10月号	16695-10	コアマガジン
コミック	ガッシュ 10月号	12467-10	海王社
コミック	Dariaダリア 10月号	05839-10	フロンティアワークス
コミック	キャラ 10月号	02973-10	徳間書店
雑誌	姉aya 秋号	18816-10	宙出版
コミック	ほんとうに怖い童話 10月号	08103-10	ぶんか社
コミック	ヤングコミック 10月号	08893-10	少年画報社
雑誌	プチロゼ Vol.22	18328-10	秋水社
雑誌	オンブルー Vol.24	54929-71	祥伝社
月刊誌	実話ナックルズ 10月号	04877-10	ミリオン出版
月刊誌	実話ドキュメント 10月号	15115-10	マイウェイ出版
月刊誌	ファイナルボックス 10月号	17843-10	マイウェイ出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 10月号	02091-10	ぶんか社
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol.15	05376-10	コアマガジン
コミック	恋愛白書パステル 10月号	19625-10	宙出版
コミック	ayaアヤ 10月号	18815-10	宙出版
月刊誌	CIRCUS MAX 10月号	04099-10	KKベストセラーズ
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.102	02092-10	ぶんか社

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1106号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成28年11月3日から施行する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都道府県	市町村（特別区を含む。）
神奈川県	横浜市

## 和歌山県告示第1107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法

等を次のように定める。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成29年4月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 3の(1)のシに掲げる作業実施計画書について、和歌山県が示す仕様書に基づき、適正に業務を遂行できると認められるものを提出した者であること。

(3) 次の許可を受けた者であること。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第14条の規定に基づく、産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くず及び動物の死体。和歌山県知事の許可に係るものに限る。）

イ アの運搬に際して積替え又は保管を行う場合にあつては、当該積替え又は保管に係る産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くず及び動物の死体。当該積替え又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事又は政令市長による許可に係るものに限る。）

ウ 廃掃法第14条の規定に基づき、処分を予定する処分場に係る産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くず及び動物の死体。当該処分場の設置された場所を管轄する都道府県知事又は政令市長による許可に係るものに限る。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については、構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計

算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

シ 和歌山県が示す仕様書に対する作業実施計画書

ス 2の(3)に掲げる許可を得ていることを証明する書類の写し

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち、官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)5廃棄物処理(小分類)1産業廃棄物処理(収集・運搬)」又は「(大分類)5廃棄物処理(小分類)2産業廃棄物処理(中間処理・処分)」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成28年10月4日(火)から同月25日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年10月7日(金)午後4時30分までの間に和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年10月14日(金)から同月25日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、平成28年10月25日(火)午後4時30分までに5に掲げる場所に必着するようにならなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局畜産課

和歌山市小松原通1丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2925

ファクシミリ番号 073-431-0904

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成28年11月1日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成28年11月4日(金)午後4時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年11月9日(水)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第1108号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管

理機構から平成28年9月21日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年10月17日まで縦覧に供する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第60号	東牟婁郡串本町神野川字西谷568-2

#### 和歌山県告示第1109号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年9月20日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年10月17日まで縦覧に供する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第65号	日高郡印南町山口字大谷口365

#### 和歌山県告示第1110号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年9月20日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年10月17日まで縦覧に供する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第66号	海草郡紀美野町蓑津呂字野間ノ瀬83-1
平成28年度第67号-1	海南市下津町橋本字中川59-1
平成28年度第67号-2	海南市野上中字本郷258外7筆

#### 和歌山県告示第1111号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年9月23日に認可した。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番

平成28年度第55号	和歌山市府中宇前嶋911外3筆
平成28年度第56号-1	日高郡美浜町吉原字丁ノ坪510外1筆
平成28年度第56号-2	日高郡美浜町和田字汐田168-1外2筆
平成28年度第56号-3	日高郡美浜町和田字下野989-1
平成28年度第56号-4	日高郡美浜町和田字法師子149-1外4筆
平成28年度第57号	岩出市西国分字松ノ上89

## 和歌山県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷 1057番2地先から同町長谷宮字 柳生谷1063番2地先まで	旧	5.92 } 12.21	102.01	
同上	新	10.48 } 21.09	100.40	

## 和歌山県告示第1113号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1057番2地先から同町長谷宮字柳生谷1063番2地先まで

供用開始の期日 平成28年10月4日

## 和歌山県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梶取崎線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡太地町大字太地字大垣703番1地先から同町大字太地字高塚684番1地先まで	旧	7.10 } 11.80	79.30	
同上	新	8.30 } 14.90	79.30	

#### 和歌山県告示第1115号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 梶取崎線

供用開始の区間 東牟婁郡太地町大字太地字大垣703番1地先から同町大字太地字高塚684番1地先まで

供用開始の期日 平成28年10月4日

#### 和歌山県告示第1116号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

宮川（5-381-1-012）、谷口川（5-381-1-014）、西川左支溪（5-381-2-006）、大谷川（5-381-3-001）、本ノ脇川（5-381-3-002）、久保谷・西裏（Ⅰ-962）、西裏・立花（Ⅰ-963）、椎崎（Ⅰ-964）、北裏（Ⅰ-965）、東裏（Ⅰ-966）、田連・西裏（Ⅰ-967）、和田東裏1（Ⅰ-3910）、和田東裏2（Ⅰ-3911）、和田2（Ⅰ-3912）、和田3（Ⅰ-3913）、和田4（Ⅰ-3914）、和田5（Ⅰ-3915）、和田6（Ⅰ-3925）、和田（9）（Ⅰ-50175）、和田椎崎（Ⅱ-4026）、和田7（Ⅱ-4027）、和田8（Ⅱ-4028）、三尾11（Ⅱ-4029）、三尾12（Ⅱ-4030）、和田西裏（Ⅱ-4038）、和田（10）（Ⅱ-50250）、和田本ノ脇1（Ⅲ-2517）、和田本ノ脇2（Ⅲ-2518）、大平谷1（Ⅲ-2549）

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

本ノ脇中川(5-381-1-011)、和田1(5-381-1-013)、和田2(5-381-1-015)、和田3(5-381-1-016)、西川左支溪(5-381-1-017)、西川左支溪(5-381-1-018)、和田4(5-381-2-004)、西川左支溪(5-381-2-005)、和田5(5-381-2-007)、和田(11)(Ⅱ-50251)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1117号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

古川右支溪(5-390-1-032)、割木川(5-390-1-033)、切目川右支溪(5-390-1-901)、古川右支溪(5-390-2-099)、切目川右支溪(5-390-2-100)、切目川右支溪(5-390-2-101-1)、切目川右支溪(5-390-2-101-2)、切目川左支溪(5-390-2-140)、イタデゴ川右支溪(5-390-2-155)、イタデゴ川左支溪(5-390-2-156)、下羽六1(Ⅰ-1235)、羽六(Ⅰ-4101)、羽六下羽六(Ⅰ-4102)、古井17(Ⅱ-5130)、羽六2(Ⅱ-5154)、羽六3(Ⅱ-5159)、羽六5(Ⅱ-5169)、羽六6(Ⅱ-5170)、羽六7(Ⅱ-5171)、羽六8(Ⅱ-5173)、羽六9(Ⅱ-5174)、羽六10(Ⅱ-5175)、羽六11(Ⅱ-5176)、羽六長谷川1(Ⅱ-5177)、羽六長谷川2(Ⅱ-5178)、羽六(101)(Ⅱ-50207)、羽六(102)(Ⅱ-50208)、羽六(103)(Ⅱ-50209)、古井20(Ⅲ-2758)、羽六12(Ⅲ-2763)、羽六下羽六1(Ⅲ-2764)、羽六13(Ⅲ-2766)、羽六14(Ⅲ-2767)、羽六15(Ⅲ-2768)、羽六内田1(Ⅲ-2771)、羽六下羽六5(Ⅲ-2775)、羽六下羽六8(Ⅲ-2777)、羽六下羽六6(Ⅲ-2778)、羽六十九川(Ⅲ-2781)、羽六下羽六9(Ⅲ-2782)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり



(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

下羽六2（I-1236）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東本庄（101）（II-50237）、東本庄（102）（II-50238）、東本庄（103）（II-50239）、東本庄（104）（II-50240）、東本庄（105）（I-50174）、東本庄（106）（II-50241）、東本庄（107）（II-50242）、東本庄（108）（II-50243）、東本庄（109）（II-50244）、東本庄（110）（II-50245）、東本庄（111）（II-50246）、東本庄（112）（II-50247）、東本庄（113）（II-50248）、東本庄（114）（II-50249）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月4日

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川右支溪(5-385-1-020)、日高川右支溪(5-385-1-022)、倉谷(5-385-2-018)、猪谷東谷川(5-386-1-013-1)、猪谷東谷川(5-386-1-013-2)、堂の向谷川(5-384-2-020)、坂野川(I-1035)、坂野川5(II-4365)、坂野川1・坂野川(II-4371)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

岩垣内谷川(5-385-1-021)、坂野川2・坂野川(I-3992)、坂野川3・坂野川(I-3993)、坂野川6(II-4366)、愛口(I-1073)、早藤5(II-4196)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1120号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3351	岩出市野上野字宮ノ前365番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 28.9.20	6.00 ? 6.04	66.67

和歌山県告示第1121号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県熊野灘沿岸小金島漁港海岸

## 2 指定場所

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先

## 3 基点の位置

基点1(原点) 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦字荒砂1069番地

基点2 基点1から315度の線上17メートルの地点

基点3 基点2から301度の線上9メートルの地点

基点4 基点3から278度の線上35メートルの地点

基点5 基点4から255度の線上10メートルの地点

基点6 基点5から242度の線上26メートルの地点

基点7 基点6から327度の線上43メートルの地点

基点8 基点7から240度の線上214メートルの地点

基点9 基点8から180度の線上62メートルの地点

基点10 基点9から265度の線上19メートルの地点

基点11 基点10から332度の線上6メートルの地点

基点12 基点11から326度の線上23メートルの地点

基点13 基点12から318度の線上24メートルの地点

基点14 基点13から312度の線上41メートルの地点

基点15 基点14から304度の線上46メートルの地点

基点16 基点15から34度の線上55メートルの地点

基点17 基点16から304度の線上48メートルの地点

基点18 基点17から340度の線上23メートルの地点

基点19 基点18から313度の線上10メートルの地点

基点20 基点19から268度の線上24メートルの地点

基点21 基点20から334度の線上48メートルの地点

基点22 基点21から33度の線上70メートルの地点

基点23 基点22から147度の線上274メートルの地点

基点24 基点23から60度の線上296メートルの地点

## 4 指定区域

基点1から基点24までの各点を順次直線で結んだ線及び基点24と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

平成28年10月4日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

## 1 辞職した少年指導委員

氏 名	連 絡 先	活動区域
井手康滋	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内

## 2 委嘱した少年指導委員

氏 名	連 絡 先	活動区域
村尾隆義	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内

## 公 告

### 入 札 公 告

高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成28年度及び平成29年度
- (2) 業務の名称  
高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託
- (3) 業務の内容  
入札説明書による。
- (4) 業務担当部局  
和歌山県農林水産部農業生産局畜産課
- (5) 業務の期間  
契約締結日から平成29年4月30日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成28年和歌山県告示第1107号で定める高病原性鳥インフルエンザ埋却物運搬及び処分業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県庁東別館4階  
和歌山県農林水産部農業生産局畜産課
- (2) 期間  
平成28年10月4日（火）から同月25日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時30分まで

#### 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) （1）及び（2）により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成28年10月7日（金）午後4時30分までに和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階 5-A会議室

イ 入札日時

平成28年11月10日（木）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成28年11月9日（水）午後4時30分までに和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

## 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部農業生産局畜産課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部農業生産局畜産課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - ア 名称  
和歌山県農林水産部農業生産局畜産課
  - イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2925  
ファクシミリ番号 073-431-0904
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
A set of operations concerning transportation and disposal of burial objects resulting from highly pathogenic avian influenza
- (2) Date and time for tender :  
1:30 p.m. 10 November 2016 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 9 November 2016)
- (3) Contact point for the notice :  
Livestock Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2925

FAX 073-431-0904

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年8月22日から25日までに実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年10月4日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

## 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
知事直轄	平成28年8月23日
総務部	平成28年8月22日
企画部	平成28年8月24日
環境生活部	平成28年8月24日
福祉保健部	平成28年8月22日
商工観光労働部	平成28年8月25日
農林水産部	平成28年8月23日
県土整備部	平成28年8月23日
会計局	平成28年8月23日
県議会事務局	平成28年8月25日
人事委員会	平成28年8月22日
労働委員会	平成28年8月22日
選挙管理委員会	平成28年8月22日
監査委員	平成28年8月25日
教育委員会	平成28年8月24日
公安委員会	平成28年8月24日

## 1 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

知事直轄

## ア 政策審議課

(ア) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

## イ 広報課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(イ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

総務部

## ア 総務課

(ア) 文書等の受領及び発送等に関する業務委託について、契約書に定められた履行内容が確認できなかったもので、適正に処理されたい。

#### イ 財政課

(ア) 消耗品費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

#### ウ 税務課

(ア) 県税収入の確保について

県税の収入率は、98.3%と前年度に比し0.4ポイント上昇し、平成27年度末の収入未済額も約15億3,620万円と約1億5,984万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して、滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。

個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約76%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として滞納整理事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

#### エ 市町村課

(ア) 旅費計算において、計算を誤り過渡しをしていた事例があったので、適正に処理されたい。

#### オ 管財課

(ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

#### カ 危機管理・消防課

(ア) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

#### 企画部

#### ア 国際課

(ア) 消耗品の支出において、支払が遅延している事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(イ) 委託料の債務負担行為に基づく支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(ウ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

#### イ 調査統計課

(ア) 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったもので、適正に処理されたい。

(イ) 報酬について、二重支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

#### ウ 情報政策課



- (ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (イ) 支出されていない旅費があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 出納整理期間の返納金について、戻入処理すべきところ誤った額で収入調定を行い、また督促が遅延しているものがあったので、適正に処理されたい。

## エ 地域政策課

- (ア) 手数料の資金前渡に係る支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。
- (イ) ごみ処理に係る手数料において、資金前渡していた額が不足し職員が負担していたため、適正に処理されたい。
- (ウ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。
- (エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

## オ 過疎対策課

- (ア) 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払金の返還金及び賠償金について、平成27年度末で約80万円が収入未済となっているため、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。
- (イ) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があったため、適正に処理されたい。

## カ 総合交通政策課

- (ア) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄の記載漏れにより追給している事例があったため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

## キ 人権施策推進課

- (ア) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

## 環境生活部

## ア 環境生活総務課

- (ア) 旅費について、旅行命令簿の通勤自家用認定距離及び調整額の未記入により過払いを行い戻入した事例があったため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

## イ 循環型社会推進課

- (ア) 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成27年度末で約11億1342万円であり、前年度に比し約26万円減少している。  
今後も納分が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。
- (イ) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

## ウ 環境管理課

- (ア) 分担金に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたため、適正に処理されたい。

## エ 県民生活課

- (ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

## オ 食品・生活衛生課

- (ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。
- (イ) 備品購入の支出負担行為において、出納機関の合議を行っていなかったため、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 福祉保健総務課

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約4,864万円であり、前年度に比し約244万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(エ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

イ 子ども未来課

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約1,810万円であり、前年度末に比し、約198万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成27年度末で約2,877万円であり、前年度末に比し約44万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 児童扶養手当返還金の未収金については、平成27年度末で約1,365万円であり、前年度末に比し、約36万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成27年度末で約18万円であり、前年度末に比し約12万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(オ) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）について、決裁手続がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(カ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(キ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(ク) 戻入票において、戻入調定（過誤払）の出納機関への合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(ケ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき行った随意契約について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2の規定に定める公表を行っていなかったもので、適正に処理されたい。

ウ 長寿社会課

(ア) 旅行命令簿において、通勤自家用車等認定距離及び調整額欄の記載漏れにより過渡しを行い戻

入している事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

#### エ 障害福祉課

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約349万円であり、前年度末に比し約17万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約28万円であり、前年度に比し約1万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成27年度末で約136万円であり、前年度に比し約2万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成27年度末で約67万円であり、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

(オ) 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成27年度末で約12万円であり、前年度末と同額である。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。

(カ) 集中調達外で購入した消耗品について、支出負担行為が出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

#### オ 医務課

(ア) 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、平成27年度末で約11万円となっており、前年度に比し約19万円減少している。

今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

#### カ 健康推進課

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

#### キ 薬務課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないなかったので、適正に処理されたい。

#### 商工観光労働部

##### ア 商工観光労働総務課

(ア) 中小企業振興資金貸付金について、平成27年度においては、連帯保証人に対する強制執行（差押え）など、これまで以上に債権回収を強化しているところであるが、平成27年度末現在における収入未済額（元金）は約84億4,547万円となっており、前年度に比し約310万円増加している。

今後とも、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。

(イ) 旅行命令簿の用務地点名称を誤り旅費の支給額が不足していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 県立わかやま館の会議室等の使用について、決裁権者による承認がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 商工振興課

(ア) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

ウ 労働政策課

(ア) 収入更正一覧表(収入調定票)について、決裁がなされず、根拠書類も添付されていない事例があったため、適正に処理されたい。

エ 企業振興課

(ア) 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成27年度末の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。

今後も、未納者の現状を十分把握し、引き続き債権管理に努力されたい。

(イ) 集中調達物品以外の物品調達に係る消耗品の納品において、納品書が未受領のもの又は受領した納品書への收受印及び担当者個人印が未押印のものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

オ 産業技術政策課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、旅費別途支給の記載漏れ等により旅費が過渡しとなり返納されている事例があったため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(エ) 交流会参加費について、資金前渡により資金前渡者の口座に振り込まれたが、参加者に事前手渡さなかったために同費用を参加者が負担していた。

また、資金前渡者の口座に払い込まれた参加費は返納されていたが、手続が遅延していたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

カ 企業立地課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

キ 観光振興課

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(イ) 旅費について、旅行命令簿の宿泊料調整及び日当調整漏れにより過払いがあり戻入されている事例があったため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(オ) 九度山・真田ミュージアム建設工事補助金において、補助工事に係る現地調査を実施していなかったため、適正に処理されたい。

ク 観光交流課

(ア) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公用車同乗中の時間帯に超過勤務を命じ、超過勤務手当を支給していたため、適正に処理されたい。

(イ) 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

農林水産部

ア 農林水産総務課

(ア) 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 消耗品について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

イ 農業試験場

(ア) 電話交換設備賃貸借料の支出において、履行確認がなされていなかったなので、適正に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

ウ 農業試験場暖地園芸センター

(ア) エアコン取替の契約において、二者以上から見積書を徴していなかったなので、適正に処理されたい。

エ 畜産試験場

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

オ 林業試験場

(ア) 一般社団法人わかやま森林と緑の公社と交わした物品使用貸借契約書に基づく物品の貸付けについて、物品貸付調書を作成していなかったなので、適正に処理されたい。

カ 水産試験場

(ア) 備品購入に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったなので、適正に処理されたい。

(イ) 負担金(電波利用料)の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

キ 食品流通課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 集中調達外で購入した消耗品について、支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったなので、適正に処理されたい。

ク 農業農村整備課

(ア) 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村又は土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

(イ) 年会費に係る負担金において、請求書なしに支出されていたので、適正に処理されたい。

ケ 果樹園芸課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 備品である野生動物撮影カメラ2台を亡失し、遺失物届けを出しているが現在も発見されていない状態が続いている。

今後このようなことがないように、備品の設置及び管理に万全を期されたい。

## コ 畜産課

(ア) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

## サ 経営支援課

(ア) 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約356万円となっており、昨年度末に比べ約90万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(イ) 和歌山県農業公社から償還を受けるべき貸付金について、収入調定が遅延していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

## シ 林業振興課

(ア) 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成27年度末の未収金額は約1,236万円であり、前年度末に比し約111万円減少している。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

## ス 森林整備課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

## セ 水産振興課

(ア) 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成27年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約994万円、確定分の違約金が約490万円であり、合計金額では前年度末に比し約212万円減少し約1,484万円となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

## ソ 資源管理課

(ア) 委託契約において、非課税となるべき印紙代に消費税及び地方消費税を課税して契約していたので、適正に処理されたい。

(イ) 集中調達外で調達した印刷製本費に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

## 県土整備部

## ア 県土整備総務課

(ア) 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用に係る収入未済額は平成27年度末で約22万円であり、前年度から回収が進んでいない。

今後も適切な債権管理に努められたい。

(イ) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が平成27年度末で約27万円となっている。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

## イ 技術調査課

(ア) 旅行命令簿において移動方法の記載誤りにより旅費が過渡しとなり返納されている事例があったため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(イ) 工事請負契約不履行に伴う延納利息について、平成27年度末で約17万円が収入未済となっている

る。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

ウ 検査技術支援課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印が押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

エ 道路政策課

(ア) 旅費の二重支払をし戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(イ) 支出負担行為即支出命令の支出票を確認できない事例が見られたので、今後このようなことがないよう厳正な事務の執行に努められたい。

オ 道路保全課

(ア) 資金前渡において、二重支払をし戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(イ) 取り消した支出負担行為票と元の支出負担行為票がともに保存されていなかった事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令簿復命欄の命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

(エ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

カ 河川課

(ア) 契約解除による違約金は、平成27年度末で約31万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 河川敷地の不法占用については、平成27年度中に有田市古江見案件が解消されたものの、同年度末現在で12件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(ウ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。

(エ) 旅行命令をすべきところを外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(オ) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

キ 砂防課

(ア) 建設工事請負契約解除に伴い平成27年度に新たに発生した違約金の収入未済額は約29万円となっているので、未納者の状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 平成27年2月に取得した和歌山県土砂災害啓発センター建設用地について、和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）に基づく公有財産取得報告が平成28年4月に行われていたもので、適正に処理されたい。

(ウ) 委託料の支出票において、履行確認がなされていないので、適正に処理されたい。

(エ) 契約変更時に提出された工程表について、既に変更されている工程が反映されていないものを收受していたので、適正に処理されたい。

ク 都市政策課

- (ア) 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成27年度末で約8,852万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 委託契約において、随意契約ができる予定価格を超えて増額変更していたので、あらかじめ変更が想定される場合は入札を行うなど、適正に処理されたい。
- (ウ) 基本協定において県と指定管理者との協議により実施する点検業務について、協議なしに県が実施していたので、適正に処理されたい。
- (エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (オ) 自転車購入に係る備品購入費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤り出納機関の合議を怠っていたので、適正に処理されたい。

#### ケ 建築住宅課

- (ア) 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところである。平成27年度末現在の収入未済額は約1億3,086万円で、前年度末に比し約1,813万円増加し、依然として多額である。  
今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成27年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度から回収が進んでいない。  
今後も適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 手数料の資金前渡に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。
- (エ) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。
- (オ) 県営住宅の使用許可に際し、使用料の算定を誤り戻出していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (カ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。
- (キ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないため、適正に処理されたい。

#### コ 港湾空港振興課

- (ア) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないため、適正に処理されたい。
- (イ) 港湾施設使用料等の未収金について、平成27年度末で約1,304万円となっており、前年度末に比し約771万円減少している。  
今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

#### サ 港湾漁港整備課

- (ア) 国直轄港湾整備事業に係る港湾管理者工事費負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤り、支出負担行為担当者の決裁がなされていないため、適正に処理されたい。
- (イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

#### 会計局

#### ア 会計課

- (ア) 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成27年度末現在の収入未済金は、約855万円であり、前年度末に比し4万円減少している。  
今後も、債務者に対して引き続き交渉を行い、収入未済金の徴収に努力されたい。



(イ) 個人事業主に支出した不動産鑑定評価手数料について、源泉徴収をしていなかったもので、適正な支出審査を行われたい。

(ウ) 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったので、適正な支出審査を行われたい。

#### イ 総務事務集中課

(ア) 報償費及び特別旅費の支出において誤って所得税の源泉徴収を行い、税務署から還付を受けていたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(イ) 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅費計算書において、旅費額の計算誤りにより過誤払していた事例があったので、適正に処理されたい。

#### 県議会事務局

(ア) 政務調査費返還金の未収金については、平成27年度末で約70万円となっており前年度末に比し24万円減少している。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 物品購入伺、書籍の購入の伺いで、決裁権者の押印の漏れたものがあったので、適正に処理されたい。

#### 労働委員会事務局

(ア) 月の途中で辞職する委員の報酬について、日割りにより支出すべきところ誤って1月分を資金前渡職員に支出し戻入していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

#### 教育委員会

#### ア 総務課

(ア) 台帳扱い物品の調達における消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

#### イ 給与福利課

(ア) 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成27年度末で約1,270万円が収入未済となっている。

今後も、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。

(イ) 雇用保険料控除対象を誤ったため保険料が誤納され、戻出していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 土地鑑定評価業務契約において、契約の締結が遅延していたので適正に処理されたい。

#### ウ 生涯学習課

(ア) 進学奨学金等返還金の未収金については、償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、平成27年度末で約8億8,775万円となっており、前年度末に比し約1,297万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 修学奨励金返還金の未収金については、平成27年度末で約7,691万円となっており、前年度末に比し約576万円増加している。

今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 現金出納簿へ登記を行ったにもかかわらず、出納員の確認を受けていないものがあったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

#### エ スポーツ課

(ア) 報償費について、支払対象を誤ったため戻入していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(イ) 収入調定票に計算の基礎を明らかにする書類が添付されていなかったため、適正に処理されたい。

#### オ 文化遺産課

(ア) 和歌山県文化財保護費補助金(施設関係)において、補助工事に係る現地調査が行われていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 課室移転業務委託に係る支出負担行為の決裁において、出納機関の合議を行っていなかったため、適正に処理されたい。

#### カ 健康体育課

(ア) ヨット競技浮上式斜路栈橋について、物品貸付調書による決定及び出納機関への出納通知をしていなかったため、適正に処理されたい。

#### キ 高校総体推進課

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 実績報告書を収受せず委託費を支出していたので、適正に処理されたい。

#### 公安委員会

(ア) 放置違反金の平成27年度末における未収金は、約1,194万円であり、前年度末に比し約268万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(ウ) 平成24年度に業務が完了した業務委託契約に係る契約保証金の払渡しが行われていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 概算払をした旅行命令において、精算及び復命がなされていなかったため、適正に処理されたい。

### (3) 検討事項

#### 企画部

#### ア 企画総務課

(ア) コスモパーク加太の未利用地(890,137㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(イ) 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

#### 福祉保健部

#### ア 障害福祉課

(ア) 旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上処理を進められたい。

#### 県土整備部

#### ア 道路保全課

(ア) 廃道敷地については、平成27年度末で7件が未処理となっており、前年度末に比し2件減少している。

今後も引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

#### イ 道路建設課

(ア) 道路整備事業の残地について、処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。

- (4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。  
なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。